

\*\*\*\*\*  
**監 査 だ よ り**

Vol.43 (H30 年度 第4回)

岩手県監査委員事務局 平成 31 年 3 月 発行

\*\*\*\*\*  
< HP 掲載用 >

☆ **平成 31 年度の監査はリスクの高い事務事業を重点に実施します。** ☆

「平成 31 年度監査、検査及び審査の執行方針並びに実施計画」を策定しました。

定期監査は、より監査の実効性を高めるため、リスクの高い事務事業に重点化した監査を実施します。

また、随時監査として、県単独工事を対象とした工事現場監査を実施します。 詳細については平成 31 年度にお知らせします。

【平成 31 年度監査、検査及び審査の執行方針】

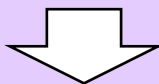
【基本方針】

県の事務事業の執行について、内部統制や改善のプロセスを確認するとともに、予算執行の状況にも留意しながら、正確性、合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも、監査等を実施。

定期監査は、対象となる全機関に対し、財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施するとともに、内部統制体制の整備に伴い、より監査の実効性を高めるため、リスクの高い事務事業に重点化した監査を実施。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を厳正に実施。

なお、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項について、行政監査を実施。



【定期監査の重点項目】

- (1) 収入事務（特に、調定の時期及び金額）
- (2) 支出事務（特に、補助・委託事業の完了確認及び当該事業目的の達成状況）

【重点項目の選定理由】

(1) 収入事務

収入事務にかかる事務処理の誤りは、直接県民に影響を及ぼすおそれがあることや、審査指導監等の審査が入らないことなどにより、支出事務と比較してチェック体制が十分でないことから、昨年度に引き続き点検を行う。

(2) 支出事務

補助・委託事業は、一定の行政目的のために実施するものであることから、県の政策推進に適切に反映させるため事業の実施結果の把握は重要であり、事務処理の手続きに加えて事業目的の達成状況等の確認を行う。

## ☆ 平成30年度の監査結果と特徴 ☆

平成 30 年度に実施した監査の指摘件数は 45 件であり、前年度に比べ 15 件減少しました。

(平成 31 年 3 月 1 日現在)

監査の項目別	平成 30 年度	平成 29 年度	対前年度比	摘 要 (H30 の主な内容)
予算経理一般	1	1	-	繰越手続の不適當
収入事務	8	19	△11	調定の不適當→6
支出事務	18	26	△8	支払の遅れ→7 金額誤り→5、手当関係→3
契約事務	6	3	3	入札又は契約保証金の不適當→4 変更契約の不適當→1
工事の執行	2	-	2	積算の不適當、変更契約の不適當 →各 1
補助金事務	3	-	3	交付決定等の不適當→3
財産管理	1	4	△3	物品取得、管理、処分等の不適當
行政事務の執行	6	7	△1	執行管理体制の不適當→6
合 計	45	60	△15	

※1 平成 30 年4月から平成 31 年2月までに実施したものであり、決算審査意見書の指摘件数とは異なるものです。

※2 平成 30 年度監査実施機関数は 337 機関です。(平成 29 年度監査実施機関数 338 機関)

### 【 特 徴 】

- ・ 指摘件数は、収入事務が 11 件減、支出事務が8件減など、前年度に対して減少しています。
- ・ 項目別の主な内容としては、収入事務では調定の遅れや誤り、支出事務では支払の遅れや金額誤り、行政事務では執行管理体制の不適當なものなどが見受けられました。
- ・ 誤りや遅れ等の原因として、職員個人の理解不足や、後回しにしたままの失念によるものなどが多く見受けられました。このことから、組織で問題を共有するほか、発生原因を把握し、組織全体で話し合い、誰が何を行うかを具体的に明示するなど、実効性のある再発防止策が求められます。

また、平成 30 年度における財政的援助団体等監査の指摘件数は次のとおりです。

監査の項目別	平成 30 年度	平成 29 年度	対前年度比	摘 要 (H30 の主な内容)
財政的援助団体等	2	2	—	その他支出事務の不適當 調定の不適當

※平成 30 年度監査実施団体数 2 1 団体 (監査対象団体数 5 7 団体)

### 【 特 徴 】

- ・ 指摘件数は2件であり、その内容は、指定管理業務に係る管理備品の購入に当たり、勘定科目を誤っているもの及び受託事業の収入に当たり、債権確定後著しく遅れて請求手続を行っているものとなっています。

## 平成 30 年度行政監査(特定テーマ)の結果

今年度は、「公用車の管理及び安全対策等について」をテーマとして行政監査を行い、この度、監査結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

公用車の効率的な使用、適正な管理に努めるとともに、安全対策等に当たっては、法令等を遵守し、より一層の交通事故の防止に努めてください。



### ◆主な監査結果と監査意見◆

#### 監査ポイント1 公用車が効率的に使用されているか？

稼働率が 50%未満の公用車は全体の約 4 分の 1 で、稼働率が低い理由を「駐車場が遠いため」「運転手付きの車両を多く使用したため」とするなど、効率的に使用されていない公用車も認められました。

#### ■監査意見■

- ① 公用車の効率的な使用をするため、稼働率が低い車両については、個別にその利用方法や必要性について検証し、必要に応じて、所管換え等による効率的な使用について検討していく必要があります。
- ② 同一庁舎内であっても、稼働率が高い車両と低い車両が混在している場合があることから、全体の稼働率の向上を図るため、庁舎内の車両の使用状況について、部局等を超えて情報共有を図ることなどにより、共同利用の促進を図り、公用車の更なる有効活用に努めていく必要があります。

#### 監査ポイント2 公用車の適切な配置・更新がなされているか？

・公用車を保有している 192 機関のうち、「不足する場合がある」又は「不足している」としている機関が合わせて 6 割を超えていました。また、「更新基準を超えて使用している車両がある」機関は全体の約 6 割でした。

・稼働率が低い理由の中には、「マニュアル車のため」「エアコン・パワステが未装備のため」「他の車両（4WD）の使用に偏ったため」「乗車人数が多い時に使用しているため（乗車定員 7 名）」など、車両の仕様に起因しているものもありました。

・監査対象の 320 機関のうち、平成 29 年度において「私用車の公務上の使用承認を受けて旅行した事例がある」機関は 306 機関（95.6%）で、ほとんどの機関で私用車の公務使用が行われていました。

#### ■監査意見■

- ① 公用車の適切な配置を推進するため、部局等ごとにその稼働状況の把握や稼働率が低い場合の原因分析等を行うとともに、老朽化による故障頻度や修理費など車両の状況を十分に考慮した上で、計画的な車両の更新等を行っていく必要があります。
- ② 車両の更新に当たっては、使用目的、乗車人数など利用形態に応じた車両の仕様について十分に考慮した上で、購入する必要があります。
- ③ 私用車の公務上の使用承認に当たっては、制度の趣旨を十分理解した上で形式的にならないよう行う必要があります。

### 監査ポイント3 公用車の運行管理が適正に行われているか？

- ・選任条件を満たしているにもかかわらず、**安全運転管理者を選任していない機関が2機関**ありました。
- ・**公用車取扱責任者を指名していない機関が14機関**ありました。

#### ■監査意見■

- ① **安全運転管理者**は、運転者の適性等の把握、点呼による安全運転の指示、安全運転指導など交通事故を防止する上で重要な役割を担っており、**対象となる機関においては確実に選任**してください。
- ② **公用車取扱責任者**は、運行管理者の命を受けて公用車の整備及び保管に関する事務を処理するとされており、公用車について必要な点検及び整備を行い、常に良好な状態で使用することにより、整備不良による交通事故の未然防止及び安全走行につながるものと考えられることから、**公用車を保有している機関においては確実に指名**してください。
- ③ これらについては、公用車の運行管理に当たり、法令等を遵守すべき地方公共団体において必要な義務を怠っていたと認められることから、**公用車運行管理規程の所管課は、適正な運行管理の着実な実施を図るため、各部局等主管室課と連携しながら、改めて制度の周知徹底を図ることが必要です。**

### 監査ポイント4 公用車の点検や整備等が適正に行われているか？

- ・**公用車の車検切れ**は、今回の行政監査を実施する前に**4件が判明**していました。
- ・道路運送車両法第48条の規定による**定期点検は、公用車983台のうち、167台(17.0%)が実施されていません**でした。定期点検を実施しなかった理由は、「**予算要求をしていなかった**」「**予算不足**」「**失念していた**」「**必要だと認識していなかった**」などとなっていました。

#### ■監査意見■

- ① 車検切れの状態は、同時に自動車損害賠償責任保険に加入していない状態となり得ることから、二度と**車検切れを起こさないよう、引き続き再発防止の徹底**に努めてください。
- ② 車両の点検・整備を適正に行うことにより、交通事故や車両の故障を未然に防止できるとともに、その車両本来の性能や安全性が維持され、車両本体の長寿命化につながられることから、**点検・整備の重要性について再認識の上、適正な時期に点検を行う**よう対応してください。  
また、公用車の点検・整備について、法令等を遵守すべき地方公共団体においてその必要性を十分認識しておらず、適正な実施を怠っていたと認められることから、これを確実に実施するとともに、**運行管理者（保有機関の長）は、定期的に注意喚起を行い、再発防止に努めることが必要です。**

### 監査ポイント5 公用車の安全対策が適正に行われているか？

- ・公用車の交通事故は、毎年度40件～60件程度発生しており、**発生件数は増加傾向**にありました。
- ・公用車983台の**ドライブレコーダー装備率は4.5%（44台）と導入が進んでいません**でした。

#### ■監査意見■

- ① 公用車の交通事故については、依然として多く発生しているため、**交通事故防止の取組を行い、公用車の安全対策の実効性を高めていく**必要があります。
- ② **ドライブレコーダー等の装備**については、交通事故防止や交通事故発生後の対応に実効性があることから、**公用車の安全対策強化を図るため、装備車両を一層拡大する**必要があります。

★ 詳細については岩手県ホームページ（監査委員事務局）を参照ください。（リンク先である岩手県HPアドレスは、平成31年4月1日からアドレスが変更になります。4月1日以降は新しい岩手県HPアドレス（監査委員事務局）のページをご覧ください。）

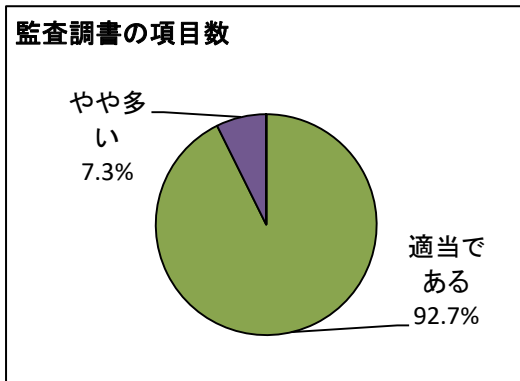
## ☆ 監査業務に関するアンケート調査の結果 ☆

監査業務について、平成 30 年度に監査を実施した 328 公所(保健所は保健福祉環境部・センターに含める。)の担当者にアンケート調査をお願いしました。そのうち 259 公所から回答をいただきましたので、その概要についてお知らせします。

### 【監査調書の作成について】

#### 1 監査調書の項目数について

「適当である」という回答が 240 件 (92.7%) ありましたが、「やや多い」という回答が 19 件 (7.3%) ありました。



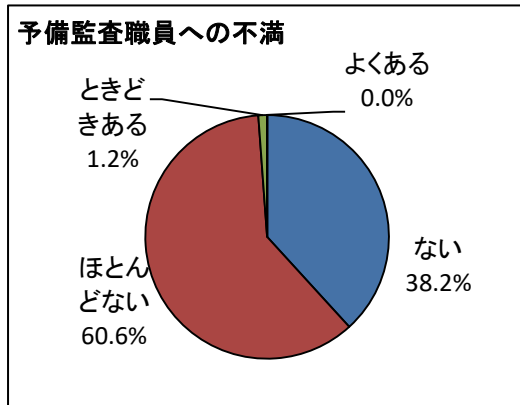
#### 【回答件数】

・ 少ない	0
・ やや少ない	0
・ 適当である	240
・ やや多い	19
・ 多い	0

### 【予備監査時の職員の対応について】

#### 2 予備監査時の職員の対応に不満を感じたことはあるか

「ない」及び「ほとんどない」という回答が合わせて 256 件 (98.8%) ありましたが、「ときどきある」という回答が 3 件 (1.2%) ありました。



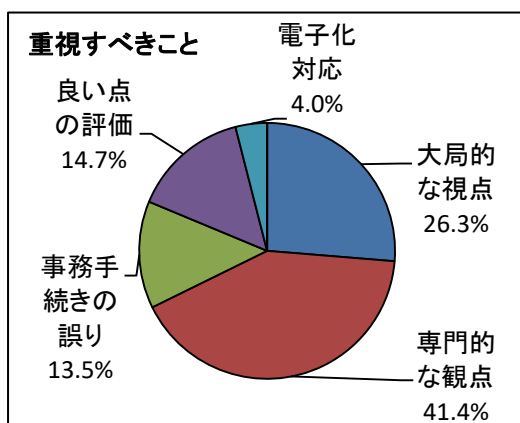
#### 【回答件数】

・ ない	99
・ ほとんどない	157
・ ときどきある	3
・ よくある	0
・ いつもある	0

### 【監査において重視すべきこと】

#### 3 今後監査業務において、どのような点を重視していくべきか

「専門的な観点から指導助言して欲しい」という意見が 104 件 (41.4%)、次に「細かいことにとらわれず、大局的な視点から監査して欲しい」という意見が 66 件 (26.3%) あり、これらが大きな割合を占めています。



#### 【回答件数】

・ 大局的な視点から監査	66
・ 専門的な観点から指導助言	104
・ 事務手続きの誤り	34
・ 良い点の評価	37
・ 電子化への対応	10
・ その他	0



## 【いただいた意見・要望等への対応】

### 4 次のようなご意見やご要望等をいただきました。今後、さらに改善に努めて参ります。(抜粋)

ご意見ご要望等	回答(対応方向)
<p>受検にあたり、準備が必要な参考書類を予め提示してほしい。</p>	<p>各監査対象機関の所掌事務は非常に多岐にわたることから、基本的に監査調書に従い事務事業等を抽出し、その証拠となる関係書類を提示していただき、具体の事務事業の内容を確認しながら予備監査を取り進めているところです。</p> <p>このため、点検に必要な証憑書類を予め指定（提示）することはできませんのでご理解をお願いします。</p> <p>受監に当たっては、監査調書記載事項の根拠、証拠を説明できる客観的な書類（会計書類、決裁書類、要領要項、積算資料等、その他一連の証憑書類）を各監査対象機関で調整・準備していただきますようお願いします。</p> <p>なお、監査公フォルダに「監査調書チェックポイント一覧」を掲載していますので、監査調書の作成過程を通して、説明資料準備の際の参考として活用願います。</p>
<p>当該年度における監査の重点項目や不適切事項が発生しないための具体的な対応策を掲載してほしい。</p>	<p>平成 31 年度の監査の重点事項等を定めた執行方針及び実施計画につきましては、インフォメーション（2/28）及び監査だより（本号）に掲載しましたので、ご確認をお願いします。</p> <p>また、不適正事例の発生を防止するため、監査での指摘事例等を「監査だより」で具体的に紹介し、発生原因や再発防止の取組等について周知を図って参ります。</p>
<p>単なる指摘に留まることなく、参考にすべき他部局の例等を紹介いただくなど、共に改善策や再発防止策を考えていけるような監査をお願いしたい。</p>	<p>平成 31 年度から監査の実効性を高めるため、リスクの高い事務事業に重点化した監査を行うこととしており、共に改善策や再発防止策を考えていけるような監査となるよう努めて参ります。また、参考になる事例等は監査だよりや出前説明会を活用するなどして紹介して参ります。</p>
<p>各所属の自主的改善の取組を促進するためにも会計自己点検により報告のあった案件については、指摘事項及び注意事項とは区別し、「会計自己点検により報告のあった事項」として結果報告するなどすべきです。</p>	<p>監査対象機関において、予備監査実施前に事務処理等の誤り等に措置を講じている場合、自ら発見し誤りが是正されているもの等については、その内容に応じて監査指摘基準の適用を緩和するなどの取扱いを行っていますが、その取扱いの決定については、個別の状況を見て判断することとしています。</p> <p>なお、是正済み等で指摘基準を緩和したものであっても、誤った処理が発生した事実には変わりはないので、確認した内容を監査委員に報告し、本監査の際に改めて注意喚起をしています。</p>
<p>県立学校における学校徴収金について、指摘、注意等に該当する一定の基準について示していただきたい。</p>	<p>定期監査においては、財務監査とともに行政監査も実施しており、事務事業の執行について、正確性、合規性のみならず経済性、効率性、有効性の観点から監査を実施しております。</p> <p>学校徴収金等も行政監査的視点から監査を実施しておりますが、指摘等の基準については、性質上明確に示すことが難しい点があり個別に判断しておりますので、ご理解をお願いします。</p>

#### ◆ アンケート調査へのご協力に対する御礼

アンケート調査にご回答いただいた公所担当者の皆様には、業務多忙の中ご協力いただき、ありがとうございました。

いただいたご意見ご要望の中には、すぐに対応できないものもありますが、事務局内で検討し、今後の監査業務の改善に反映していきたいと思っております。

今後ともよろしく願いいたします。

## ☆H31 年度 赴任旅費について☆

4月以降、各所属における赴任旅費の支給に当たっては、行程や扶養親族、移転先など十分確認のうえ、間違いのないようお願いします。

### 《 H30 年度 赴任旅費の指摘件数：指摘 5 件 》

指摘の事例	原因等
着後手当の算定において、住居状況を「その他（アパート）」とすべきところを「自宅」としたため、支給額が過少となった。	○ 旅費制度を十分理解していなかった。
着後手当の算定において、夫婦ともに職員であり移転先に同日に入居したが、その際、いずれか一方の職員を「自宅」として減額しなかったため、支給額が過大となった。	○ 赴任旅費の調整を行うことを失念した。
<p>移転の路程について、居住地より遠い勤務地を起点として算定したため、移転料が過大となった。</p> <p>また、配偶者が借りたアパートに入居し、住居区分を「自宅」とすべきところを、「その他（アパート）」にしたため、着後手当の支給額が過大となった。</p>	<p>○ 移転を証する書類の添付を失念するとともに、本人自身がアパートを契約したものと誤認した。</p> <p style="text-align: center;"><b>◆ 誤：宮古市⇒盛岡市 正：千徳駅⇒盛岡市</b></p>
<p>旅費について、最も経済的な路程で算出していなかった。</p> <p>また、扶養親族の移転料について、同時期に移転した配偶者を含めず算出したため、支給額が過少となった。</p>	○ 旅費制度等の誤認及び入力漏れがあった。
旅行完了後、相当期間経過してから支給していた。	○ 異動者本人から移転を証明する書類の提出が遅れたため、事務処理が遅れた。

### ★ 赴任旅費の算定については、出納局の

『会計事務ハンドブック』（旅費事務資料）を参照願います。

